

# 高等教育における合理的配慮のための リソース・シェアリングに関する考察

山本 幹雄<sup>1)</sup>, 岡田菜穂子<sup>2)</sup>, 坂本 晶子<sup>1)</sup>  
山崎 恵理<sup>1)</sup>, 佐野 (藤田) 真理子<sup>1,3)</sup>, 吉原 正治<sup>4)</sup>

キーワード：障害学生, ICT (Information Communication Technology), アクセシビリティ, 支援者

Study of accessibility resources for reasonable accommodations in higher education.

Mikio YAMAMOTO<sup>1)</sup>, Nahoko OKADA<sup>2)</sup>, Akiko Sakamoto<sup>1)</sup>  
Eri Yamasaki<sup>1)</sup>, Mariko SANO (FUJITA)<sup>1,3)</sup>, Masaharu YOSHIHARA<sup>4)</sup>

Key words: students with disability, ICT (Information Communication Technology), accessibility, support

## I . はじめに

平成28年4月1日から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)」(以下, 障害者差別解消法)では, 行政機関等(国公立大学等が含まれる)に対して, 障害を理由とする差別を解消するための措置として,

① 行政機関等は, その事務又は事業を行うに当たり, 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより, 障害者の権利利益を侵害してはならない。

② 行政機関等は, その事務又は事業を行うに当たり, 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において, その実施に伴う負担が過重でないときは, 障害者の権利利益を侵害することとならないよう, 当該障害者の性別, 年齢及び障害の状態に応じて, 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

ことを定めている。また事業者(私立大学等が含まれる)に対しては, 合理的配慮に努めることが定められている。このため, 高等教育機関におい

1) 広島大学アクセシビリティセンター  
2) 山口大学学生特別支援室  
3) 広島大学総合科学研究科  
4) 広島大学保健管理センター

1) Accessibility Center, Hiroshima University  
2) Student Special Support Room, Yamaguchi University  
3) Graduate School of Integrated Arts and Science, Hiroshima University  
4) Health Service Center, Hiroshima University

ても障害のある学生（以下、障害学生）への支援、アクセシビリティや合理的配慮への関心が顕著に高まっている。

同法により、平成28年度より、障害を理由とした差別的取り扱いの禁止とともに、国公立大学等に対しては合理的配慮が義務付けられ、私立大学等に対しては努力義務が課せられることになるが、「実施に伴う負担が過重でないとき」については明確な線引きは難しくまた合理的配慮の内容についても個別に検討するより他はなく、当面は過渡期的状況が続くことが予想される。同法が高等教育機関に課している内容は、高等教育機関が行う事業の全てが対象となるため、障害学生への修学支援に関しては実績のある高等教育機関においても、配慮の内容や支援体制について再考する必要に迫られているといえる。実施に伴う「負担が過重であるかどうか」「配慮内容が合理的であるかどうか」は、各高等教育機関で利用可能なリソース（人的資源、インフラ、知識、経験、技術、組織、ノウハウ、財源等）の内容（以下、支援リソース）にも依存する。このため地域や高等教育機関によって、過重な負担の水準や合理的配慮の内容にバラつきが生じるものと考えられる。日本学生支援機構の「平成26年度（2014年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」（以下、実態調査）<sup>1)</sup>によると、大学等（大学、短大および高専）に在籍する障害学生の数は14,127人（全学生数の0.44%）、支援障害学生（学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行なっている障害学生）の数は7,487人（全体の0.22%）であり、これらの数値は年々顕著に増加している。しかしながら、障害学生の支援ニーズは、200人～500人に1人程度のマイノリティ・ニーズでありかつその支援内容は個別性が高く時間的な内容が多く含まれる。特にマンパワーを要する筆記通訳や点訳やガイドヘルプ等や、点字プリンタやFM補聴システム等の高価な支援機器の確保に伴う投資負担は合理的配慮の課題であり、各教育機関が個別で対応できる範囲には限界がある。政府は、「障害を理由とする差別の解消

の推進に関する基本方針」<sup>2)</sup>において、「新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。」としている。最適な支援リソースは時間発展するものであること、使われない支援リソースは経年劣化していく可能性があることを踏まえれば、適正規模での支援リソースの維持・活用を検討していく必要がある。

本稿では、広島大学の取り組みを事例として取り上げ、大学等における障害のある学生に対する合理的な配慮・調整・支援に必要なリソースについて整理するとともに、大学間で支援リソースを共有するための課題と期待される効果について言及する。

## II. 高等教育機関における支援ニーズと支援リソース

ここでは平成26年度の実態調査を基に、高等教育機関における支援ニーズと支援リソースの現状について整理する。

平成26年度の実態調査によれば障害学生の在籍数は、全学生数の0.44%であり、学生1万人あたり44人の障害学生が在籍していることになる。支援障害学生の在籍数は0.22%であるからその内大学が何らかの支援を行っている学生は22人程度在籍している。これらの数字は顕著に増加しており平成24年度と同データと比較すると障害学生数で20.4%、支援障害学生数で16.3%増加している。調査対象となった大学等の数は1185校で、学生数1万人以上の大学等は67校（全体の5.7%）、学生数5000人～9999人の大学等は102校（8.6%）、学生数1000人～4999人の大学等は402校（34%）、学生数999人以下の大学等は614校（52%）である。各大学等にとってどの程度の支援ニーズがあるかを見るために、図1に平成26年度の実態調査を基に著者が作成した学生1万人あたりの障害種別障害学生在籍数を示す。病弱・虚弱、精神、発達、肢体不自由に関しては、1万人あたり8人～10

人程度の在籍があるが、筆記通訳や字幕作成等の情報保障が必要と考えられる聾は1万人あたり2人程度、点訳・テキストデータ化やガイドヘルプ・ノートの代筆等の情報支援が必要と考えられる盲は1万人あたり0.4人程度である。1万人あたり2人程度という数値は多くの高等教育機関にとって、恒常的なニーズではなく、1万人あたり0.4人という数値は多くの高等教育機関にとって稀なニーズであると言える。広島大学の学生数1万5千人にこれを当てはめると、聾の学生は3人程度が恒常的に在籍し、盲の学生は5年間で3人程度の割合で1人の在籍がある計算になる。

表1は学生1万人あたりに換算した支援障害学生数の推移（平成24年度～平成26年度）を、障害種別にまとめたものである。「盲・聾」の支援障害学生に対しては、人的支援負担が大きな支援（筆記通訳、手話通訳、点訳、ガイドヘルプ等）が行われているものと考えられるが、学生1万人あたりの「盲・聾」支援障害学生数は2.1人程度で大きな変動はない。「盲・聾」と同様の支援ニーズがあるが、「盲・聾」に対して人的支援負担が比較的小さいものと考えられる「弱視・難聴・病弱・重複」の支援障害学生数は、学生1万人あたりに換算すると、3年間で3.3人から3.7人に増

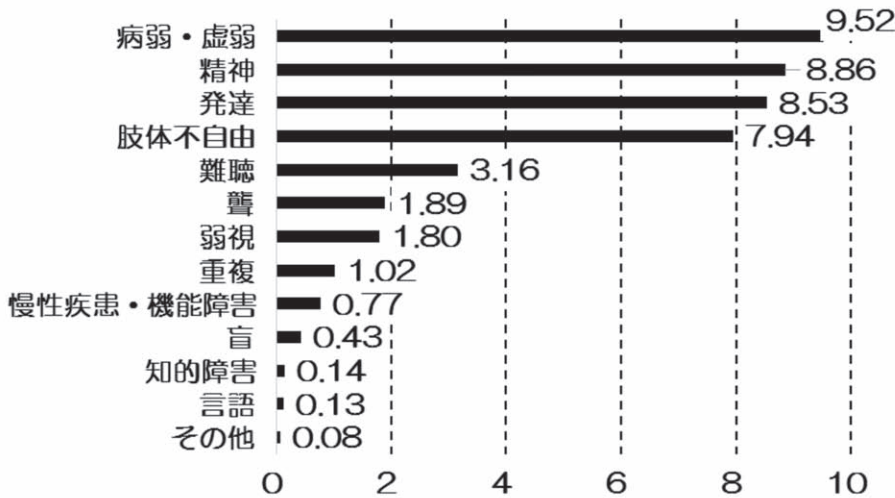


図1 学生1万人あたりの障害学生在籍数

表1 学生1万人あたりの支援障害学生数（人）の推移

障害種別	H24	H25	H26
盲・聾	2.07	2.11	2.11
弱視・難聴・言語・重複	3.30	3.55	3.72
肢体不自由・病弱・虚弱	6.57	6.75	7.07
発達・精神	7.46	9.09	10.12
知的・慢性疾患・機能障害・その他	0.76	0.44	0.43
全障害学生数	20.16	21.94	23.45

平成24年度、25年度、26年度の実態調査のデータを基に筆者が作成

加している。「肢体不自由・病弱・虚弱」の支援障害学生に対しては、移動・操作や体力面に関する物理的配慮・医療的配慮が必要になるものと考えられ、学生1万人あたりに換算して3年間で6.6人から7.1人に増加している。対人関係に関する配慮や心理カウンセリング等の支援が必要になるものと考えられる「発達障害・精神障害」の支援障害学生は学生1万人あたりに換算して3年間で7.5人から10.1人と大幅に増加している。

表2にパソコンテイク等、授業担当教員等の関係教職員だけで対応することが難しく特別な支援者を必要とする支援の実施校比率の推移を示す。テキストデータ化や字幕作成や点訳・墨訳は、あらかじめアクセシビリティに配慮されて作成された教材であれば、関係教職員のみで対応できる可能性があるが、大学等では古い文献を使用することも少なくなく現状では特別な支援者を必要である。筆記通訳や手話通訳、ガイドヘルプやチューター・TAの配置は、そのみでこれに代わり得るテクノロジーは無く関係教職員が対応する場合の負担は過度に大きい。これらの「特別な支援者がどの程度の人数必要なのか」「実際にどの程度の支援者が支援を行っているか」についての詳細な調査は無い。支援リソースの定量的な議論を行うためには今後の調査・分析が必要であるが、ここでは定性的な議論を行うために、これらの支援を実施している大学等の割合について整理する。

ノートテイクを実施している大学等は全体の15%程度、パソコンテイクは10%程度、ガイドヘルプは7%前後、点訳・字幕・テキストデータ化手話通訳は5%前後で推移している。チューター・TAの配置を実施している大学等は平成24年度の7.3%から平成26年度の8.7%まで単調に増加している。平成24年から平成26年にかけての実施校数の増減については、チューター・TAの配置を除いては単純な増加傾向ではなく、年度による増減が見られる。これらのデータから、特別な支援者を必要とする支援ニーズは多くの大学等にとって恒常的なニーズでは無く、特に規模が小さな大学等では、支援ニーズの振れ幅が大きくなる可能性が高いことが分かる。今後合理的配慮の標準化を進めるのであれば、支援リソースを整備する際の適正規模についての議論が必要であるものと考えられる。

例えばパソコンテイクや手話通訳は、通訳者の疲労や精度の関係で、通常は1つの授業に対して2名以上の支援者が必要となる。仮に1人の学生が週に30時間程度の授業を受講しているものと仮定すると、2人×30時間分の支援者確保が必要になる。これらを外部委託した場合1時間当たり3000円程度<sup>4)</sup>の経費が必要であると仮定すると、年間30週の授業に換算して、540万円の費用が必要になる計算になる。同様の支援を学内の支援学生で対応する場合、支援学生の負担を考慮して1人

表2 最近3年間の人的支援実施校数(全体比)の推移<sup>1-3)</sup>

	H24	H24	H25	H26
教材支援	テキストデータ化	5.5%	6.2%	7.5%
	字幕	5.0%	5.3%	5.8%
	点訳・墨訳	3.8%	4.2%	4.4%
支援者配置	ノートテイク	15.9%	15.4%	15.8%
	パソコンテイク	8.3%	9.8%	9.3%
	チューター・TA	7.3%	7.9%	8.7%
	ガイドヘルプ	7.2%	7.1%	6.7%
	手話通訳	5.1%	6.1%	5.0%

平成24年、25年、26年の実態調査のデータを基に筆者が作成

当たり週4時間の支援をお願いすることとした場合、少なくとも15人以上の支援学生の確保が必要になる。このような費用や学内の支援者を大学等の規模や支援ニーズの有無に関係なく維持し続けることは非常に困難であるものと考えられる。

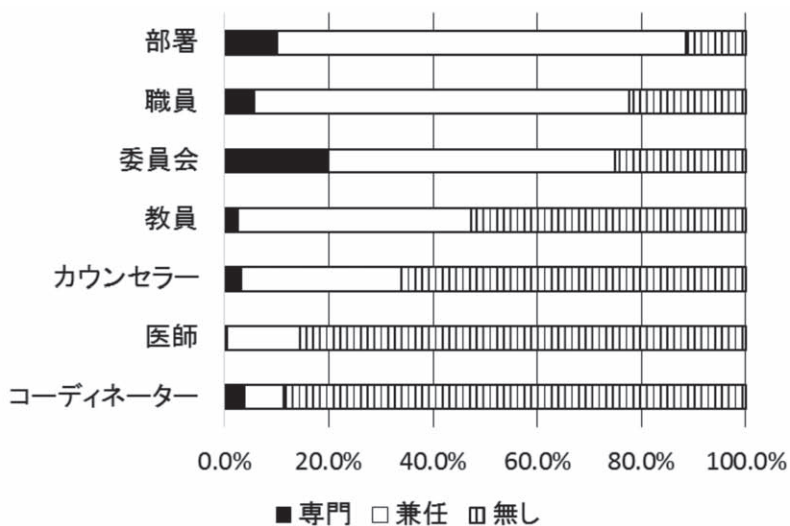
図2に支援体制・担当者の整備状況を示す。各支援担当者、支援組織について、専任、兼任、配置が無い大学等の割合を示したものである。障害者差別解消法の施行に伴い、今後、委員会、職員、部署等は、専任・兼任を合わせて100%に近づいていくものと考えられるが、専任・兼任を合わせても、現状で配置している大学等の数が50%を切っているコーディネーター・教員・医師・カウンセラー等がすべての大学等に配置される状況になることは考えにくい。これらの支援担当者の配置が無い大学等では、支援ニーズが生じた際には、これらの支援担当者が担っている機能をどのように果たすかどの程度対応可能なのかについて考えておく必要がある。

### Ⅲ. 広島大学における支援者確保と支援者派遣

ここでは、広島大学における筆記通訳者やガイ

ドヘルパーの派遣事例を分析し、支援者の確保と派遣に必要な支援リソースについて整理する。実際に支援学生を派遣するまでの工程には、①配慮願いの作成②関係教職員への配慮願いの送付③障害学生本人からの支援者の手配希望④当該教職員との調整⑤支援学生の確保⑥支援機材の準備⑦派遣学生の最終調整⑧支援機材の設置と支援者の派遣等がある。広島大学における具体的な派遣までの流れを以下に述べる<sup>5-7)</sup>。

①の配慮願いの作成は、アクセシビリティセンターの専任教員（以下、専任教員）と専任職員である支援コーディネーター（以下、支援コーディネーター）が障害学生本人と面談しながら原案を作成している。障害学生本人は、この原案と配慮願い送付希望リストを添えて、当該部局の支援委員（アクセシビリティセンター会議委員）に、配慮願い送付依頼を行う。②支援委員から関係教職員へ配慮願いを送付③障害学生本人から支援者の手配希望を当該授業担当教員およびアクセシビリティセンターへ申告④支援コーディネーターが当該教職員と派遣要領などの調整を行う。⑤支援コーディネーターが専任教員との調整を行い、合意した派遣方針を基に、支援学生への派遣依頼と



平成26年度の実態調査のデータを基に著者が作成

図2 支援体制・担当者の整備状況（整備校数／大学等数 × 100%）

シフト調整を行う。⑥⑤で合意した派遣方針に基づき支援機材の準備を、アクセシビリティセンターの専任職員である技術コーディネーター（以下、技術コーディネーター）と支援コーディネーターが支援機材を準備する。⑦当日派遣学生への最終調整を行う。⑧支援機材の設置と支援学生の派遣を行う。

次に支援学生の確保と派遣について、平成27年度10月・11月における実績を基に整理する。広島大学では、授業における筆記通訳（パソコンノートテイク・手書きのノートテイク）や代筆（ノートテイク）やガイドヘルプ等の支援を①教養教育科目「障害学生支援ボランティア実習 A, B（実習 A, 実習 B）」の履修生（実習生）②アクセシビリティサポーター（AS）③アクセシビリティリーダー・インターン（ALI）の各カテゴリの支援学生が担っている。②の AS は①の実習 A または実習 B の単位を取得し、2級アクセシビリティリーダーの資格を取得していることを要件に広島大学アクセシビリティセンターが雇用している支援学生であり、筆記通訳やガイドヘルプ等の直接的支援を行っている。③の ALI は、1級アクセシビリティリーダー資格取得者を要件に広島大学アクセシビリティセンターのインターンとし

て雇用している支援学生であり、直接的支援だけでなく、支援機器の準備や実習生・AS への指導なども行っており、週2時間から6時間程度の契約で雇用されている。①実習生②AS ③ALI の順に経験・技術・知識の面で高くなるため、アクセシビリティセンターでは、対応が難しい学期当初は ALI を中心に経験のある AS と組み合わせて手配を行い、実習生は基本技術を習得する学期後半から ALI や AS と組み合わせて手配されている。図3は、平成27年10月・11月（後期授業開始当初2ヵ月）の派遣学生数の推移を示したものである。支援内容はパソコンテイク、講義ノートの代筆、ガイドヘルプである。派遣学生数が週毎に異なるのは、休講・祝日・振替授業・雨の日のみの支援などが含まれるためである。派遣の中心は ALI であるが、AS の派遣は1週目からあり、実習生は第6週目から始まっている。広島大学では、派遣予定学生に加えてバックアップの支援学生の手配を行っている。派遣予定の支援学生が急に派遣できなくなった場合は、バックアップの支援学生を繰り上げて派遣することになる。

図4は、平成27年10月・11月の支援学生の派遣人数とバックアップとして確保した人数の推移を示したものである。第4週目から実習生がバック

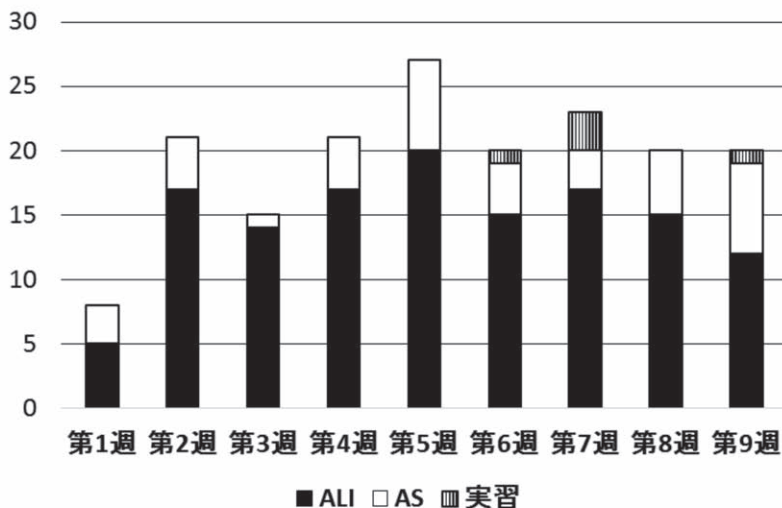


図3 派遣学生数の推移

アップに入り始めるため、バックアップの確保数も増えている。支援内容が安定する第4週目以降は、概ね20名の派遣学生に対して30名程度のバックアップ学生を確保していることが分かる（派遣人数は、祝日・振り替え授業日・休講の関係で週による変動がある）。

図5における支援学生の確保率は、アクセシビリティセンターからの支援依頼に対して確保できた支援学生の割合を示したものである。アクセシビリティセンターでは、学期の始めに行う空きコマ登録を基に、当該時間が空きコマである学生に

派遣依頼を行っているが、派遣依頼を行った学生のうち確保できている学生は80%程度であることが分かる。支援学生に対しては体調や自らの学業を優先するように指導しており、当日支援学生がキャンセルできるように、あらかじめバックアップ学生も含めて派遣依頼を行っている。第4週目以降の派遣率は40%程度であり、派遣する支援学生2名に対して3名程度のバックアップ学生を確保していることになる。

パソコンテイクや講義ノートの代筆を行っている授業では、テイク用のパソコンだけでなく、音

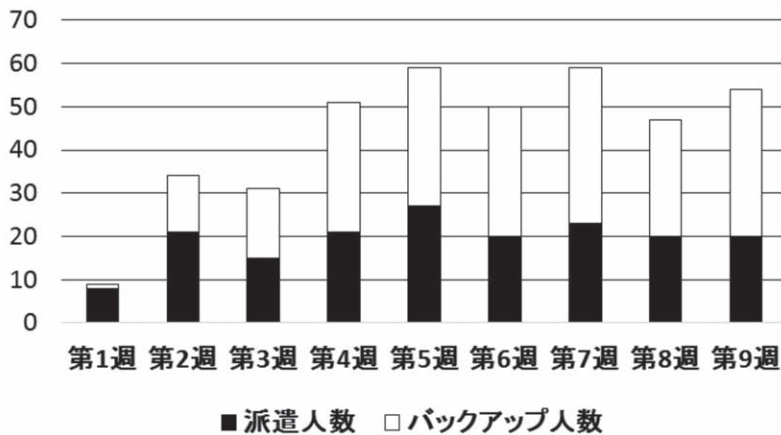


図4 支援学生の派遣人数とバックアップ人数

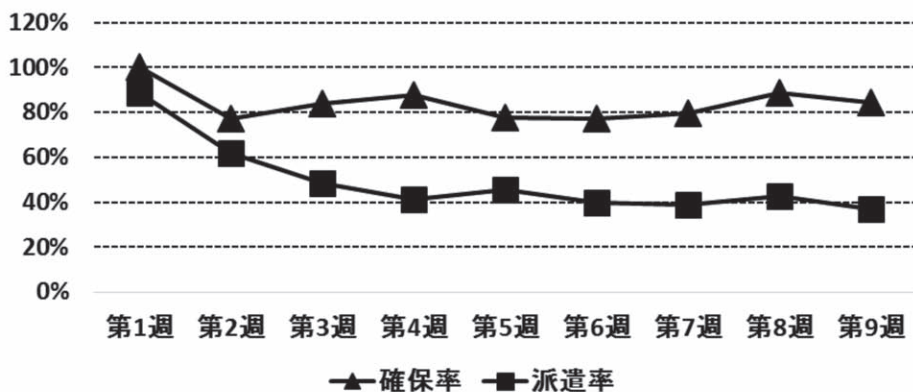


図5 平成27年10月・11月の支援学生の確保率  
(確保人数/依頼人数 × 100%)・派遣率 (派遣人数/確保人数 × 100%) の推移

声分岐や映像分岐の機材を併用するケースが少なくない。このため、現場でのテイクに加えて支援機材の設置・回収作業が必要になる。休み時間は15分間と短いため、前後に授業がある支援学生がこれに対応することは難しい。バックアップの学生は通常30分程度テイク練習や文字起こし等をしてしながらアクセシビリティセンターで待機しているが、機材の設置を行いながら派遣予定学生の到着を教室で待つケースもある。派遣予定の学生が定刻に来ることが難しくなった場合は、代打としてそのまま筆記通訳などを行うこともある。このように実際に支援学生を派遣している時間は週40時間から50時間程度であるが、確実に派遣するためにアクセシビリティセンターでは、週15時間※から20時間程度のバックアップ学生を確保していることになる。※（派遣学生が120分程度の支援を行うのに対して、バックアップ学生は30分待機することになる。バックアップ学生を派遣学生の1.5倍の人数を確保しているため、40時間の派遣ニーズに対して $40 \div 4 \times 1.5 = 15$ 時間のバックアップ学生を確保していることになる。）

#### IV. 支援リソース・シェアリングに関する考察

広島大学では、障害学生支援の専門部署としてアクセシビリティセンターを設置し、平成27年度12月現在、専任教員1名、専任職員として支援コーディネーター4名、技術コーディネーター1名に加えて連携コーディネーター1名を配置している。支援学生としては、例年実習生40～50名程度、AS10名程度、ALI20名程度を確保できている。広島大学の学生数は1万5千人程度であり、実態調査の支援障害学生在籍比率を広島大学に適用すると、支援障害学生は33名程度の在籍が見込まれることになる。平成27年度の実際の支援申請学生数は36名であり、近い数値になっている。

表2で示したように専任コーディネーターや専任教員を配置する大学等が極めて少ない現状と比較すれば、広島大学の支援体制はかなり充実している方であると言える。しかしながら、量的にも質的にも増加傾向にある支援ニーズに対して、対

応可能な範囲は限られており、支援の量的・質的最適化と効率化は恒常的な課題となっている。支援学生本人の学業や体調を優先できるように支援学生の手配を行うためには、バックアップの学生の確保が必要になる。支援学生は自分が受講している授業の合間に支援を行うため、移動や機材の設置に要する時間も派遣リスクの要因となっている。本稿Ⅲで取り上げた広島大学の事例では、週20人程度の派遣に対して、確実に派遣するために週30人程度のバックアップ学生を確保していた。施設改修やガイドヘルプ等の直接的介助は、現地で行う必要があり各教育機関での対応が必要となるが、筆記通訳や講義ノートの代筆等の情報支援は、インターネットを介したサポートを導入することで拠点からの広域支援や拠点間で支援リソースの共有が可能になる。広島大学では平成27年度より4学期制の学年歴に移行し、部分的に4学期制での開講科目が導入された。平成28年度から4学期制への本格移行がなされる予定であり、派遣リスクは高まるものと考えられる。また本稿Ⅲで取り上げた広島大学の事例で取り上げた支援学生の98%が東広島キャンパスで学んでいる学生であり、広島市内の霞キャンパスや東千田キャンパスで同様の支援ニーズが生じた場合は対応が非常に難しくなることが予想される。学内においてもアクセシビリティセンターを拠点としてインターネットを介して支援を行う遠隔支援体制の整備は急務となっている。アクセシビリティセンターでは筆記通訳を中心に学内における遠隔支援を試験的に導入<sup>8)</sup>し、通信リスクや機材トラブル対応などの課題の検証を進めている。

広島大学では、筆記通訳などの支援に対して余裕をもって対応できるように支援学生の育成を恒常的に行い彼女ら・彼らを積極的に活用することで、支援人材の質的・量的維持・向上を図ってきた。支援ニーズが量的・質的に過剰な場合は派遣調整に労力を費やすが、支援ニーズが過剰な場合は、支援人材の質的・量的維持に係わる負担が大きくなることになる。広島大学規模で個別に支援を行うと、支援ニーズのゆらぎや支援リソース調達リスクに備えるためにどうしても余剰リソース



が生じることになる。適正規模での支援リソース・シェアリングが可能になれば、このような支援ニーズのゆらぎを抑えることができ、支援ニーズと支援リソースの受給バランスを安定的に図ることができる。

支援リソース・シェアリングの利点を整理すると次のような点があげられる。①余剰リソースの活用が可能になる。②支援ニーズと支援リソースの受給バランスの安定化を図ることができる。③合理的配慮に係わる大学等の個別負担を平均化することができる。④受給バランスの安定化により、支援リソースの計画的な維持・運用・管理が可能になる。⑤需給バランスの安定化により支援リソースへの積極的投資が可能になる。このような、支援リソース・シェアリングの利点を活かすためには、シェアリングの適正規模や支援リソースの安定在庫について検証していく必要がある。

ここでは、適正規模について検討するために、広島大学、広島県、中国地方の3つのスケールにおける支援ニーズについて考えてみる。文部科学省の2014年の学校基本調査<sup>9)</sup>によれば、広島県内の大学・短期大学・高専に在籍する学生数は64,735名、中国地方5県の大学・短期大学・高専

に在籍する学生数は151,530名である。実態調査における支援障害学生の在籍比率を、広島県の在籍学生数に換算すると支援障害学生の数は、盲2.8人、聾12.2人、弱視・難聴・言語・重複24.1人、肢体不自由・病弱・虚弱45.8人、発達障害・精神障害65.5人に上る。同様に中国地方の在籍学生数に換算すると支援障害学生の数は、盲6.5人、聾28.6人、弱視・難聴・言語・重複56.4人、肢体不自由・病弱・虚弱107.1人、発達障害・精神障害153.3人に上る。広島県規模で考えれば、盲学生・聾学生の支援ニーズも恒常的なニーズとなり、中国5県規模で考えれば支援ニーズのゆらぎ（各年度の支援ニーズ ÷ 平均的支援ニーズ - 1）も縮小するものと考えられる。

支援リソース・シェアリングが可能になれば様々な利点が考えられるが、支援リソース・シェアリングを行ための基盤整備に係わる課題がある。筆記通訳・代筆・ガイドヘルプに係わる広島大学の支援リソースについて表3にまとめる。支援者派遣には表3から分かるように、人材育成から授業担当教員との調整まで、人材だけでなく育成プログラムやノウハウを含め様々な支援リソースが介在している。例えば支援学生のような人材の手

表3 筆記通訳・代筆・ガイドヘルプに係わる広島大学の支援リソース

支援リソース	内容・役割
支援学生	筆記通訳／代筆／ガイドヘルプ／支援機器のメンテナンス・設置・回収
支援コーディネーター	配慮願い作成／配慮願い送付の調整／障害学生との調整／関係教職員との調整／派遣方針の調整／支援学生への派遣依頼・シフト調整／支援学生への指示・送り出し・迎え／支援機材の準備
技術コーディネーター	支援機材の準備／支援機材の動作確認／関係教職員・支援学生への技術指導
専任教員	配慮願い作成／支援学生の育成／派遣方針の調整／支援方法の改善／派遣方法の改善
支援機材	パソコン／無線LANルーター／タブレット端末／音声分岐機材／映像分岐機材／手書き用テイク道具／レインコート／補聴用マイクシステム
ノウハウ	筆記通訳／ガイドヘルプ／機材設置／派遣方法／関係者間調整／支援者育成／障害理解

配を大学間でシェアするためには、手配システムや遠隔支援システムの構築が必要になるだけでなく、派遣に至るまでのプロセスの標準化も進めていく必要がある。

支援リソース・シェアリングに係わる課題には次のような点が挙げられる。①シェアリングに係わる調整システムの構築②シェアリングに係わるガイドラインの整備③費用等の負担に係わる合意④遠隔支援システム等のインフラ整備⑤支援プロセスの標準化。

支援リソース・シェアリングの利点は大きいですが、運用システムの構築には、試行期間が必要になるものと考えられる。まずは連携を行う機関間でのコミュニケーション、情報共有を行い、標準化可能な現行プロセスを精査し、リソース・シェアリングを視野に入れた支援プロセスの最適化を図る必要がある。

## V. 今後の課題

本稿では、日本学生支援機構の平成26年度の実態調査を基に支援ニーズと支援リソースについて整理するとともに、広島大学における支援学生派遣の事例を取り上げ、支援リソース・シェアリングの利点と課題を考察した。本稿で見てきたように教育機関の規模の如何に係わらず個別の教育機関が単独で同質の合理的配慮を行うことには限界がある。合理的配慮に伴う支援負担の軽減を図っていく必要があり、地域レベルでの支援リソース・シェアリングやネットワークでの支援は、今後の障害学生支援の必須課題となるものと考えられる。

本稿では、広島大学における支援学生派遣の事例を基に議論を進めたが、支援リソースに関する定量的データが不足しているため、実態調査と派遣事例からわかる範囲での定性的な議論のみを行った。支援リソース・シェアリングに関する定量的な議論やシェアリングの適正規模などの議論を行うためには支援リソースに関する定量的データのサンプルの収集と支援リソースの数値化と定量的分析が必要である。

## 文献

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構：大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書、2014.
- 2) 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html> (2015年12月1日確認)
- 3) 独立行政法人日本学生支援機構：大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書、2011, 2012, 2013.
- 4) 参考：東京都手話通訳等派遣センター <http://www.tokyo-shuwacenter.or.jp/hikki/haken/cost.php> (2015年12月1日確認)
- 5) 山本幹雄, 近藤邦子, 佐野(藤田)眞理子, 他：大学における障害学生就学支援ボランティアの育成. 総合保健科学, 18: 67-72, 2002.
- 6) 岡田菜穂子, 山本幹雄, 山崎恵里, 他：大学における「アクセシビリティ支援者」の派遣とその課題 —広島大学の事例より—, 総合保健科学, 30: 83-91, 2014.
- 7) 山本幹雄, 岡田菜穂子, 山崎恵理, 他：大学における障害のある学生への合理的支援とその課題：広島大学の事例から, 総合保健科学, 31: 49-59, 2015
- 8) 山本幹雄, 岡田菜穂子, 佐野(藤田)眞理子, 他：大学における障害のある学生への Accessible Information Communication Technology (AICT) を活用した修学支援の方法とその課題：広島大学の事例, 総合保健科学, 29: 79-86, 2013
- 9) 文部科学省学校基本調査2014